

国 住 防 第 7 号
平成 26 年 5 月 16 日

都道府県
建築物石綿対策担当課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

建築物石綿含有建材調査者の活用について（周知）

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、昨年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年 7 月 30 日公示）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。

昨年 10 月、上記規程に基づき「一般財団法人 日本環境衛生センター」が登録され、本年 5 月当該機関において制度開始後初となる建築物石綿含有建材調査者講習の修了者を確定し、公表した旨の報告を受けました。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切な建築物石綿含有建材調査を実施するために必要な知識を有するものとして所要の講習を修了したものであり、その名簿（以下「調査者リスト」という。）は下記の講習機関のホームページに掲載されています。貴職におかれましては、国庫補助制度である住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）において調査者リストの紹介を行うなど、調査実施における積極的な調査者の活用をお願いします。

本件につきましては、貴都道府県内の各自治体に対してもご周知いただくとともに、関係部局とも連携しながら今後より一層の石綿対策に努めていただくようお願いします。

（参考）国土交通省「建築物石綿含有建材調査者講習修了者の確定について」

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000482.html

一般財団法人 日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習 修了者情報」

<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/02.html>